

三鷹市放置自転車等対策関係業務プロポーザル募集要項

三鷹市放置自転車等対策関係業務について、契約の相手方となる候補者（以下「候補者」という。）を選定するため、以下のとおりプロポーザルの参加者を募集する。

1 業務概要

(1) 業務内容

三鷹市放置自転車等対策関係業務仕様書のとおり

(2) 履行期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

2 経費

見積上限額は 73,437,100 円（消費税込み）とし、見積上限額を超える額を提示した者は失格とする。

提案のあった見積金額は契約締結に当たっての参考とするが、見積金額での契約締結を約するものではない。

また、本件は最低制限価格を設定しており、これを下回る額を提示した者も失格とする。なお、最低制限価格は非公開とする。

3 実施方式

公募型プロポーザル

4 参加資格

- (1) 東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおける物品買入れ等競争入札参加資格を有する者で、申請先自治体に「三鷹市」、営業種目に「警備・受付等」の登録がされていること。
- (2) 三鷹市（以下「市」という。）において指名停止されていないこと。
- (3) 三鷹市契約における暴力団等排除措置要綱による入札参加等排除措置を受けていないこと。
- (4) 経営不振の状態（会社更生法による更生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法による再生手続開始の申立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったときなど）にないこと。
- (5) 令和 3 年度以降に、次の条件を満たす当該業務と同等の元請実績があること。
 - ア 業務期間が、1 年以上の契約実績があること。
 - イ 上記の要件を満たす国及び自治体等から委託受注した同等の業務で、5,900 万円以上の元請実績があること。
- (6) 申請日現在、資本金が 2,000 万円以上であること。
- (7) 業務開始日までに全ての業務を把握し、初日から円滑に業務が行える業者であること。

(8) 業務開始の2から3週間前までに引き継ぎ準備として人員配置が可能な業者であること。

(9) 「警備業務」として、ISO9001の登録事業者であること。

5 募集要項等の配布

(1) 配布方法

三鷹市防災安全部安全安心課交通安全係（元気創造プラザ5階）において配布
三鷹市ホームページにより閲覧、ダウンロードも可能

(2) 配布期間

令和7年10月1日から10月14まで（市の休日を除く。）
午前8時30分から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(3) 配布物

- ア 三鷹市放置自転車等対策関係業務プロポーザル募集要項
- イ 三鷹市放置自転車等対策関係業務仕様書
- ウ プロポーザル参加申込書
- エ 市政情報公開請求に関する提案書の取扱いについて
- オ 質疑応答書

6 質疑・回答

(1) 質疑方法

質問がある場合のみ、質疑応答書に必要事項を記載のうえ、三鷹市防災安全部安全安心課交通安全係まで持参又はメールにて送付すること。

(2) 質疑受付期間

令和7年10月15日から10月21日まで

(3) 回答方法

すべての質疑及び回答を、メールにて送付する。
質疑及び回答は、本要項等の補足又は修正として取り扱う。

(4) 回答期日

令和7年10月24日（予定）

7 応募

(1) 応募方法

本件プロポーザルへの参加を希望する者は、提出物に必要事項を記載の上、応募期間内に三鷹市防災安全部安全安心課交通安全係まで持参すること。なお、企画提案書は1者1提案とすること。

(2) 応募期間

令和7年10月27日から11月4日まで

(3) 提出

提出物	部数
参加申込書	1 部
企画提案書 ※副本として企業名を判別できない様にし、5 部提出すること。	1 部
見積書	1 部
事業者概要（任意様式） ※副本として企業名を判別できない様にし、5 部提出すること。	1 部
ISO9001 認定証の写し	1 部
登記事項証明書	1 部
4 参加資格の(5)で定めた内容について 実績が確認できる書類一式 (例：契約書の写し等)	1 部
過去 3 箇年分の財務諸表（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表）	4 部
市政情報公開請求に関する提案書の取扱いについて	1 部

8 審査

(1) 審査方法

ア 書類審査

本要項に定める「2 経費」及び「4 参加資格」に係る条件を満たすとともに、経営状況について評価基準を満たす者を書類審査合格とする。

審査結果の通知は、応募した者全員に対し、郵送により行う。

通知の期日は、令和 7 年 12 月中旬を予定とする。

イ プレゼンテーション及びヒアリングによる審査

書類審査に合格した者から企画提案書に基づきプレゼンテーション及びヒアリングによる審査（以下「プレゼンテーション等審査」という。）を実施する。

プレゼンテーションは 10 分以内、ヒアリングは 20 分程度とする。

プレゼンテーション等審査の期日は、令和 8 年 2 月上旬を予定とする。

(2) 企画提案に係る評価の視点

ア 業務内容の理解度

業務の目的、条件及び内容に対する理解が十分であるか。

イ 業務の実施方法の的確性

放置自転車撤去におけるトラブル等の削減、放置をさせないための駐輪場利用促進といった、業務に係る課題認識が適切であり、課題に対する取り組み方法や実施方

法が妥当であるか。

ウ 業務実施に際しての実現性

業務の実施方法について、その実現性が高いか。

エ 業務の作業スケジュールと実施体制との整合性

業務の作業スケジュールに対して実施体制が適正に組織されているか。

オ 業務実施における付加価値の創出

巡回時における道路上の異物回収や交通安全設備の異常等の発見・連絡による道路環境の向上、警察と連携・協力した自転車の盗難防止の取り組みによる安全安心の向上、地元イベントや駅前歩行者天国における協力によりまちづくりに寄与する地域との連携といった、創意工夫により業務実施における付加価値を創出しているか。

9 候補者決定

(1) 決定方法

提案内容、経営状況、見積金額を点数化して評価を行い、候補者を決定する。

(2) 結果通知

候補者となったか否かの通知は、プレゼンテーション等審査の参加者全員に対し、郵送により行う。

通知の期日は、令和8年2月下旬を予定とする。

なお、プレゼンテーション等審査の参加者の点数及び順位について、開示の請求があった場合には、他の事業者名が特定できない形での開示とする。

10 契約締結

(1) 契約締結に当たっては、必要に応じ仕様書及び金額の精査を行った後、市において見積合せを行う。なお、企画提案書は仕様書の補足又は修正として取り扱う。

(2) 候補者は市から連絡があった後、市が指定する様式により見積書を提出し、市は見積金額が予定価格以下のとき契約を締結する。

(3) 候補者との契約に至らなかったときは、市は評価結果の高かった者から順に、(1)、(2)の手順により契約をすることができる。

11 情報公開

(1) 提出された書類は、全て三鷹市情報公開条例に基づき情報公開の対象となる。

(2) 提出された企画提案書は審査以外には使用しないが、三鷹市情報公開条例に基づく市政情報として取り扱う。

今後、仮に企画提案書に対する情報公開請求が第三者からあった場合の提案者の意向として、「非公開」、「一部公開」、「全部公開」のいずれの意思表示をするか、企画提案書の提出時に市政情報公開請求に関する提案書の取扱いについてを提出すること。

市としては、当該回答に基づく対応を行うが、生命、身体等の安全等の公益上の必要等特別な事情がある場合は、回答にかかわらず公開することもある。

12 その他

(1) 経費負担

プロポーザルへの参加に要する経費は、全て参加者の負担とする。また、プロポーザルが中止となった場合においても、参加者はプロポーザルへの参加に要した経費を市に請求することはできない。

(2) 書類の取扱い

提出された書類は返却しない。

受付期間終了後における書類の変更や追加は認めない。ただし、市から指示があったときはこの限りではない。

(3) 失格事由

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

ア 提出された書類に虚偽の記載があった場合

イ 募集要項等を示された提出条件等に適合しない場合

ウ 候補者決定に影響を与える不誠実な行為を行った場合

(4) 辞退

応募後に辞退するときは、速やかに書面（任意様式）により、三鷹市防災安全部安全安心課交通安全係までその旨を通知する。

13 日程

項目	期間又は期日
募集要項等配布	令和7年10月1日から10月14日まで
質疑受付	10月15日から10月21日まで
質疑回答	10月24日（予定）
応募受付	10月27日から11月4日まで
書類審査	11月下旬予定
結果通知	12月中旬予定
プレゼンテーション等審査	令和8年2月上旬予定
結果通知	2月下旬予定
契約締結	3月上旬予定
業務履行開始	令和8年4月1日

14 問い合わせ先

三鷹市防災安全部安全安心課交通安全係　〔担当〕 桐生

〒181-0004 三鷹市新川六丁目37番1号

電話番号：0422-45-1116（直通）

ファクシミリ番号：0422-45-1117

メールアドレス：anzen@city.mitaka.lg.jp